

## 9月20日～26日は 動物愛護週間です。



「動物の愛護及び管理に関する法律」では広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間が定められています。

### 飼い主の方やこれからペットを飼う方へ

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

#### 飼い主の方へ ～守ってほしい5か条～

- ① 飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めたら、動物の種類に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。
- ② 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。
- ③ むやみに繁殖させないようにしましょう。生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。
- ④ 動物による感染症の正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。
- ⑤ 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにするマイクロチップ、名札、脚環などの標識をつけましょう。

## ペットの災害対策

日頃からの準備が重要です！

災害が起こったときに最初に行うことは、もちろん飼い主自身や家族の安全確保ですが、ペットの安全確保についても、普段から考え備えておく必要があります。十分な水や食料の他、常備薬等も用意し、避難所や避難ルートを確認しておく等、いざというときに慌てないように、ペットに基本的なしつけをし、備えておきましょう。避難するときは、ペットと一緒に避難（同行避難）できるよう、日頃からキャリーバックやケージに入ることなどに慣れさせておくことも必要です。

### 同行避難とは？

避難所までの避難行動（行為）のことをいいます。避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすなどの（同伴避難）を指すものではありません。

### 普段から心がけておくこと

#### ◆ 身元確認ができるものを身につける

（首輪と迷子札、鑑札や狂犬病予防注射済票、マイクロチップ）

#### ◆ 基本的なしつけ

避難所には動物が苦手な人や飼っていない人も大勢います。他人の迷惑にならないように普段からしつけをしておきましょう。（「待て」「お座り」「伏せ」などのしつけ、ケージに慣らす、無駄吠えをさせない）

#### ◆ 健康管理

避難所では多数のペットが集まり、他の動物との接触が多くなるため、普段からペットの健康管理に注意し、衛生状態を確保しておきましょう。（狂犬病などの各種予防ワクチン接種、寄生虫の予防・駆除、不妊・去勢手術）



### 備えておくこと

#### ◆ 1週間分のフードと水、食器

ドライフードや缶詰など長期保存できるものを用意しておきましょう。

#### ◆ 療法食、薬

#### ◆ ケージやキャリーバック

#### ◆ 飼い主とペットのツーショット写真、健康メモ

#### ◆ 予備の首輪、リード、排せ処理用品、ペットシート、バスタオル、ブラシ、ガムテープ等

